

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第4区分

【発行日】平成24年3月8日(2012.3.8)

【公表番号】特表2004-508461(P2004-508461A)

【公表日】平成16年3月18日(2004.3.18)

【年通号数】公開・登録公報2004-011

【出願番号】特願2002-525035(P2002-525035)

【国際特許分類】

B 22 F 9/20 (2006.01)

B 22 F 1/00 (2006.01)

C 01 B 31/34 (2006.01)

C 30 B 29/36 (2006.01)

【F I】

B 22 F 9/20 H

B 22 F 1/00 P

C 01 B 31/34 Z

C 30 B 29/36 Z

【誤訳訂正書】

【提出日】平成24年1月17日(2012.1.17)

【誤訳訂正1】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】特許請求の範囲

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】 タングステン金属粉末及び／又はモリブデン金属粉末又は炭化タングステン及び／又は炭化モリブデンを、アルカリ金属化合物の存在下での酸化タングステン粉末及び／又は酸化モリブデン粉末の還元処理及び場合により浸炭処理によって製造するための方法において、少なくとも2つのアルカリ金属化合物を、中間形成されうる混合アルカリ金属-タングステン酸塩もしくは混合アルカリ金属-モリブデン酸塩((Li, Na, K)₂WO_z, (Li, Na, K)₂MoO_z)が550未満の融点を有するような比で使用する、タングステン金属粉末及び／又はモリブデン金属粉末又は炭化タングステン及び／又は炭化モリブデンの製造方法。

【請求項2】 アルカリ金属化合物を、酸化タングステン及び／又は酸化モリブデンに対して全体で0.2～1.5モル%の量で使用する、請求項1記載の方法。

【請求項3】 アルカリ金属化合物がNaのLiに対するモル比0.9～1.26を有し、その際、更にカリウム化合物が存在する場合に該化合物は40モル%までのNa及び／又はLiを代替する、請求項1又は2記載の方法。

【請求項4】 アルカリ金属化合物を混合塩として使用する、請求項1から3までのいずれか1項記載の方法。

【請求項5】 アルカリ金属化合物として酸化物、水酸化物、炭酸塩及び／又はタングステン酸塩もしくはモリブデン酸塩を使用する、請求項1から4までのいずれか1項記載の方法。

【請求項6】 酸化タングステン粉末としてWO₃を、もしくは酸化モリブデン粉末としてMoO₃を使用する、請求項1から5までのいずれか1項記載の方法。

【請求項7】 酸化タングステン粉末としてWO₂を、もしくは酸化モリブデン粉末としてMoO₂を使用する、請求項1から5までのいずれか1項記載の方法。

【請求項8】 水素含有雰囲気及び／又は一酸化炭素含有雰囲気及び／又は炭化水素

含有雰囲気で還元処理を実施する、請求項1から7までのいずれか1項記載の方法。

【請求項9】 平均粒度 $>50\text{ }\mu\text{m}$ F S S で、最大 $100\text{ }\mu\text{m}$ の大きさを有する単結晶の炭化タングステン粉末。

【請求項10】 焼結された硬質合金又は溶浸された工具の製造のための、請求項9記載の炭化タングステン粉末の使用。

【誤訳訂正2】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0012

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0012】

それに応じて本発明の対象は、少なくとも2つのアルカリ金属化合物を、中間形成される混合アルカリ金属-タングステン酸塩もしくは混合アルカリ金属-モリブデン酸塩((Li, Na, K)₂WO_z)が550未満の融点を有する、アルカリ金属化合物の存在におけるタングステン粉末の還元及び浸炭処理によるタングステン金属粉末及び/又はモリブデン金属粉末又は炭化タングステン及び/又は炭化モリブデンの製造方法である。

【誤訳訂正3】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0014

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0014】

有利にはナトリウム化合物及びリチウム化合物からなる混合アルカリ金属化合物はナトリウムのリチウムに対するモル比0.9~1.26で使用される。特に有利には、ナトリウム化合物、リチウム化合物及びカリウム化合物を含有し、その際、カリウム化合物を前記のモル比のナトリウム及び/又はリチウムと40モル%、更に有利には10~30モル%の全カリウム含量まで交換する混合アルカリ金属化合物が特に有利である。